

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告 示	
◎高知県立交通安全こどもセンターの指定管理者の指定（県民生活課）	1
◎高知県立県民体育館、高知県立武道館及び高知県立弓道場の指定管理者の指定（スポーツ課）	1
◎高知県立森林研修センター情報交流館の指定管理者の指定（林業環境政策課）	1
◎高知県立甫喜ヶ峰森林公園の指定管理者の指定（〃）	1
◎高知県立室戸広域公園、高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）及び高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定（公園上下水道課）	1
◎高知港係留施設等の指定管理者の指定（港湾・海岸課）	1
高知県教育委員会告示	
◎高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定（教育委員会事務局生涯学習課）	2
◎高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年体育館の指定管理者の指定（〃）	2

告 示

高知県告示第237号

高知県立交通安全こどもセンターの設置及び管理に関する条例（昭和45年高知県条例第1号）第18条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第22条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
高知県立交通安全こどもセンター

- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市比島町二丁目7番17号
一般社団法人オフィスポラリス
- 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県告示第238号

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第12号）第17条第1項、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第13号）第17条第1項及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第55号）第19条第2項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例第21条第1号、高知県立武道館の設置及び管理に関する条例第21条第1号及び高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
 - 高知県立県民体育館
 - 高知県立武道館
 - 高知県立弓道場
 - 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市春野町芳原2485番地
公益財団法人高知県スポーツ振興財団
 - 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 高知県告示第239号
- 森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）第19条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第23条第1号の規定により次のとおり告示する。
- 令和7年3月31日
- 高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
高知県立森林研修センター情報交流館
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香美市土佐山田町大平80番地
情報交流館ネットワーク
- 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県告示第240号

高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）第20条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
高知県立甫喜ヶ峰森林公園
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市伊勢崎町8番24号
一般社団法人高知県山林協会
- 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県告示第241号

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）第29条第2項の規定により施設ごとに指定管理者の指定をしたので、同条例第33条の2第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 高知県立室戸広域公園
 - 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市山ノ端町219番地9
株式会社双葉造園
 - 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）
 - 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町浮鞭3573番地5
特定非営利活動法人NPO砂浜美術館
 - 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）
 - 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
四万十市不破出来島2058番地20
公益財団法人四万十市公園管理公社
 - 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県告示第242号

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第21条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第25条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県知事 濱田 省司

- 施設の名称
高知港係留施設等
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
高知市仁井田字新港4700番地
高知ファズ株式会社
- 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

教 育 委 員 会 告 示

高知県教育委員会告示第2号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）第13条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第17条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 施設の名称
高知県立香北青少年の家
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
香南市香我美町山北2522番地イ
株式会社香美かほく
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

高知県教育委員会告示第3号

高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第10号）第14条第1項及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第11号）第14条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例第18条第1号及び高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例第18条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和7年3月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

- 1 施設の名称
 - （1）高知県立高知青少年の家
 - （2）高知県立青少年体育館
- 2 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
特定非営利活動法人高知県青年会館
- 3 指定期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで